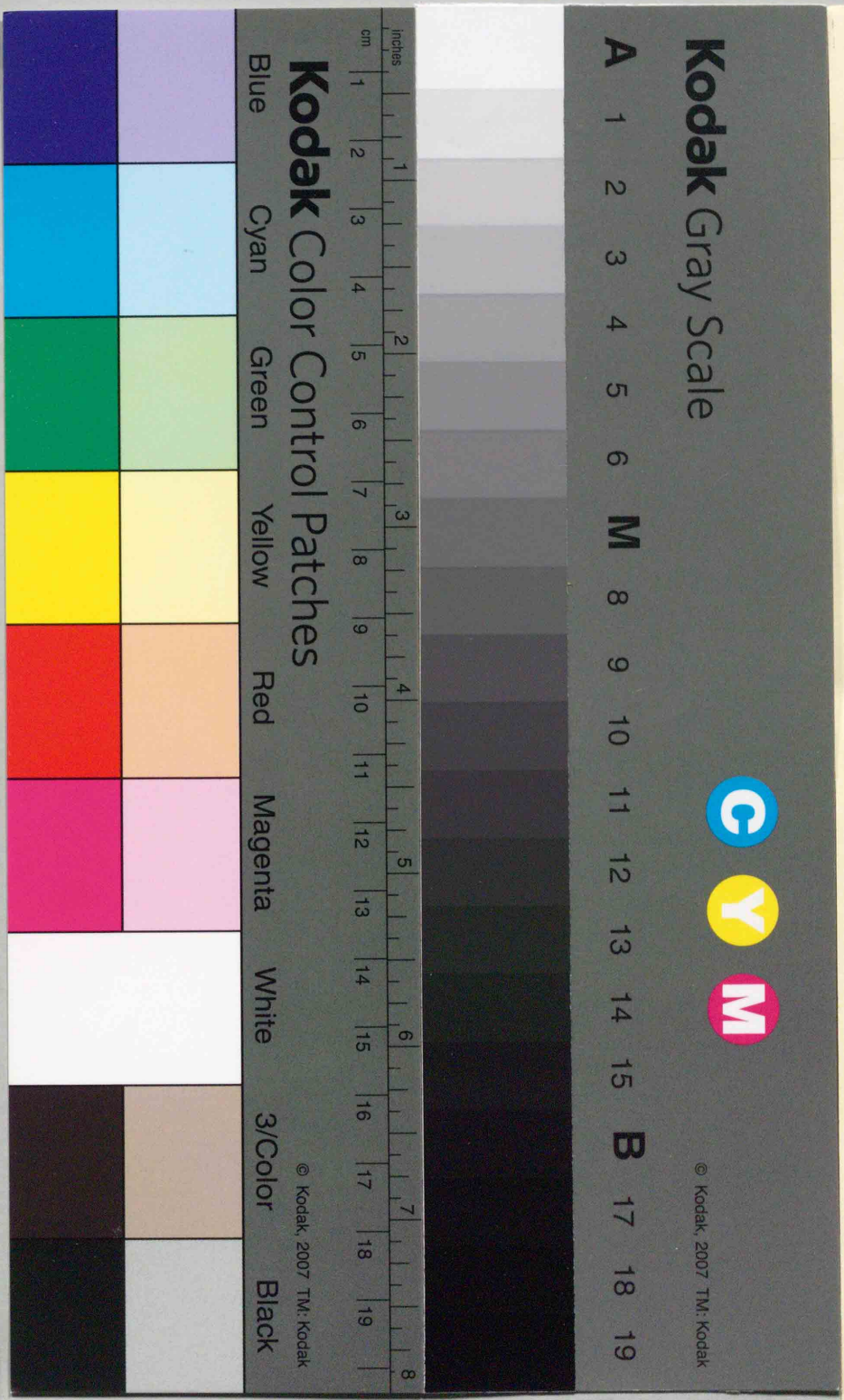


中等
教育
作法
教科書

全

3759
DaB
資料室



41269

教科書文庫

4
160
41-1917
20000 43519

Kodak Gray Scale

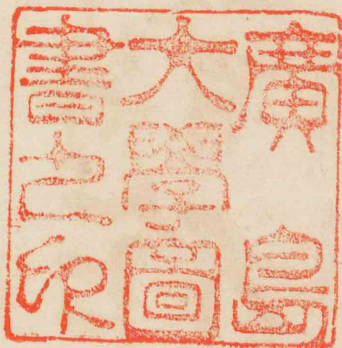


© Kodak, 2007 TM: Kodak

作法研究会編

中等
教育
作法教科書

東京 松邑三松堂



例言

一人が人らしき社會生活を爲すには相當の作法なかるべからず。然るに維新以來女子の作法に就きては相應に注意せられたりと雖も、男子は全く作法に關係なきものゝ如く考へられたるは教育上の一大缺陷と謂はざるを得ず。識者漸く之を憂ひ、中等學校の男生徒にも作法要領を授くるものあるに至りたれど、其の様式の一定せるものなきを以て、教授上頗る困難を感じたりき。偶、本年八月作法教授事項取調委員の文部大臣に報告したる師範學校、中學校作法教授要項は諸般の場合を網羅し其の形式及び心得の標準を示したるものにして、實に暗夜に光明を得たるの感あり。是れ固より多少研究の餘地あ

例言

一

るを免れざるべしと雖も、目下中等學校生徒の教授用及び國民一般の作法指南として上乘のものたるは辯を俟たざる所なり。然るに生徒の教科用としては尙要項の説明注釋を爲したるものを必要とすべきを以て、聊か其便を計らんが爲め、要項を敷衍して本書を編纂せり。

一、本書は師範學校、中學校生徒用教科書に充つる目的を以て編纂したるものなれども、尙其の他の中等學校生徒用としても、又一般家庭用としても、便益尠なからざるを信ず。

一、要項中、必ずしも解釋するを要せざるものは、其儘要項のみを記するに止めたり、讀者之を諒せよ。

明治四十四年十二月

作法研究會識す

中等教育 作法教科書目次

第一章	居常の心得	一
第二章	姿勢及進退	九
第一節	姿勢	九
第二節	歩行及廻旋	一〇
第三節	著椅・離椅・竝著座・起座	一七
第四節	建具等の開閉・出入	一八
第三章	敬禮	二〇
第一節	敬禮の心得	二一
第二節	普通禮	二二
第三節	最敬禮	二三

第四節 行幸啓拜觀の場合の敬禮心得……………二五

第五節 通過行逢及教室内の敬禮心得……………二七

第六節 著帽したる場合の敬禮心得……………三三

附 握手禮……………三三

第四章 服 装……………三四

第一節 服装の心得……………三四

第二節 禮 服……………三六

第五章 授受進撤……………三九

第一節 授受進撤の心得……………三九

第二節 茶 菓……………四一

第三節 用 具……………四三

第四節 文 書……………四六

第六章 招待及應招……………四七

第一節 招待の心得……………四七

第二節 應招の心得……………五〇

第七章 食事及饗應……………五三

第一節 食事の心得……………五三

第二節 日本食及其の饗應……………五四

第三節 西洋食及其の饗應……………五六

第八章 言語應對……………六〇

第一節 稱呼及敬語……………六〇

第二節 應對の心得……………六五

第九章 訪問の心得……………七二

第十章 祝賀・告送別・慰問・弔問等の心得……………七七

第十一章	接遇の心得	八三
第十二章	紹介の心得	八七
第十三章	贈答の心得	九〇
第十四章	集會の心得	九六
第十五章	通信及交通	九八
第一節	通信の心得	九九
第二節	交通の心得	一〇一
第十六章	祝祭日の心得	一〇三
第十七章	家例及禁忌



中等教育
作法教科書

作法研究會編

第一章 居常の心得

一、常に儀容の端正ならんことに注意し、粗暴に涉り懦弱に流るゝが如きことあるべからず。

中等教育を受くる青年男子は他日國家の中堅となり、國民の儀表となり、國運を保持發展せしむべき、多望にして且責任ある人々なり。殊に國威頓に揚り、列強の驚嘆せる今日に在て學窓に營々たるもの、當に堅實なる思想と高邁なる識見とを有すると同時に、其の態度高雅、儀容端正にして、品位ある人物と爲り、外人の尊敬する所とならんことを心掛けざるべからず。往昔藤原清河の遣唐使として唐に渡り、玄宗皇帝に謁したるや、

其の儀容禮讓坐ろに玄宗をして嘆賞せしめ、我國を號して禮儀君子國と稱へしめき、是れ我日本人の面目にあらずや。今や宇内の大國民を以て任ずるもの、宜しく再思すべきなり。

儀容の端正は人としての品格を保つに尤も必要なり。曾子曰く、君子の道に貴ぶ所は三あり、容貌を動かして斯に暴慢に遠ざかり、顔色を正しくして斯に信に近づき、辭氣を出して斯に鄙倍に遠ざかると、實に儀容に關する千古の格言と謂ふべし。

儀容を整ふるには先づ以て顔貌を和らげ、且正しくし、著裝飾に中りて亂れず、言語莊重にして鄙しからず、舉止進退凡て節度を得んことを要す。彼の威ありて猛からずと云ふは即ち儀容の標準とするに足らん。

青年は元氣盛なるを以て、動もすれば常軌を逸して粗暴に渡ることなしとせず。又薄志にして心に引締りなきため、情容を敢てして憚らざるものなきにあらず。斯の如きは何れも不可なり。青年期に於て能く恭敬の念を養ひ、そが正しき儀容と爲りて顯はるゝの好習を作し、決して粗

暴野卑、自墮落の惡癖に染まざるやう勉むるは、將來社會に立ちて活動する上に、尤も大切なことなり。我國往時の武士道教育、又英國の紳士教育に顧みば想半ばに過ぎん。

二、起臥食事其の他、日常自己の爲すべき事に就きては一定の規律を守るべし。

起臥食事、其他日常行事に一定の規律あるは自己の身體を健全にし精神を爽快にし、天壽を完うする所以なり。客氣の勇に任せて、不節制、無規律に身を處するときは、疾病夭折の災殃は倏忽にして至らん。學生の身體尪弱にして、修學の中途又は卒業後、直に鬼籍に入るもの、頻々たるは目下我國の現状にあらずや。前途多望の青年たるもの、豈自重自愛せざるべけんや、而して我邦人の家庭生活は一般に亂雜不規律なれば、今日の青年は將來之を改良して、善美なる生活を爲すの素地を作り置くこと亦肝要なり。

起臥 睡眠時間は體質に依り、差違あるを免れずと雖も、普通人に在り

ては七八時間を以て適當とす。又臥床は大抵午後十時起床は大抵五時乃至六時なるべし、雑談に夜を深かし、又は試験間際に徹夜するが如き、又は晏起の習慣の如きは尤も避けざるべからず、又目覺めたらば直に起床し、臥床したらば談話などせず、直に就眠するの習慣を養ふを可とす。

食事。青年時期は兎角暴飲暴食に流れ易く、爲めに胃腑は最早醫すべからざる程に衰弱して、種々の疾病を招くなり。されば食事の時刻に規律あるは勿論、其の分量に於ても大凡そ一定せざるべからず、彼の長命者の多くは大抵少食者にありと云ふにあらずや。

勉強、運動、散歩等のこと凡そ規律を定めて勵行すべし、寄宿舎に在るものは、舍則に従て實行を怠らざれば自然に好習を馴致するの便宜あるも、通學生は自ら勉むるにあらざれば、多くは不仕鱈に陥り易し、戒しめざるべからず。

三、他人に迷惑を及ぼし又は己の便宜のみを圖るが如き舉動あるべからず。

社會は協同的生活を營む所なれば、唯自己の利便のみを計るは不可なり、必ずや衆と共に樂しみ、衆と共に利するの心掛あらんことを要す、又自己の好奇心に驅られて不法を爲し、他人に迷惑を及ぼすことも戒しめざるべからず。孔子は、己所不欲、勿施於人と謂へり。公德心の缺乏は我邦人の著しき短所なれば、居常之が注意を怠るべからず。

四、身體は常に之を清潔にすべし。

身體を清潔にするは常に衛生上必要なるのみならず、作法上、一日も忽にすべからざるなり。先づ身體を清潔にする爲めには沐浴を爲すを要す、彼の水浴は身體を興奮し、皮膚を強くするの効驗あるのみならず、精神鍛練の上にも有効なるが故に、之を行ふは尤も望ましきことなれども、之のみにては垢脂等不潔物を去ること能はず、故に別に溫浴を適度に爲さざるべからず。

齒は毎朝之を磨き、食後には成るべく口を嗽ぐ習慣を附くべし。
頭髮は成るべく五分刈にすべく、且入浴の際、能く之を洗ふべし。

爪は時々之を截るべく、彼の黒き不潔物の堆積するが如きは不衛生、不作法の甚しきものなり。又殊更に小指の爪を長くしたるは、わざとらしく、厭味あり、品位あるものゝ爲すべきことにあらず。

身體に著くる所の衣服も、男子は兎角無頓着に流るゝものなれば、能く注意して清潔と質素とを保つやうにすべし、破れ又は綻びたる儘に捨て置くことは不作法なり、殊に制服を僉末にし、汚損するは耻辱なりと知るべし。

五、衣服・履物其他、身邊の物品は常に其の整頓に注意すべし。

男子は磊落なるが善し、杯と唱へて、身邊諸物の整頓に無精なるものあり、是れ心得違ひの甚しきものなり、己の身邊を適當に處分することさへ出來ざるものが何を以て社會國家に貢獻することを得んや。福澤諭吉翁は自分のことは凡て自分にて始末せられたりと謂ふ、鑑むべきことなり。履物を亂雜に脱ぐやうにては人間となる能はず、履物の脱ぎ方に依

て其の性質を察知するを得べし、とは、古老の吾等を戒しめたる所、如何にも尤もなること、思はる。又靴は泥土を去り、能く磨き置くべきものとす。

六、自己の服装・風采等を銜ふが如きことあるべからず。

相當の修飾を必要とする女子に於ては、餘りに服装を華美にし、風采を飾るは見惡きものなり、況や剛健なるべき男子にして、婦女子の鑿に倣ひしやれ過ぎるが如きは、眞に嘔吐を催すべし、修學時代に在るものは大學の學生と雖も、凡て清楚を旨とすべきは論を俟たず、然るに近年學生の氣風漸く惰弱に流れ、或は頭髮を延ばして香水を撒き、甚しきは白粉を装ふものさへありと云ふ。中等學校の生徒たるもの、決して斯る軟弱の惡風に染むべからず。

七、外出せんとするときは豫め行先・歸宅の時刻等を告げて父母又は長上の許可を受くべし。

既に獨立の生計を營み一家の戸主と爲れる人と雖も、外出に際しては

其の行先きを家人に告ぐるを以て常例とすべきものなり。まして人の子として、萬事父母の扶養を受けつゝあるものは、何事も自由がまじき行動を許さず。殊に行先も告げず、無断に外出するが如きは子としての本務を解ぜざるものと謂はざるべからず。さなきだに人生には變事不幸時として襲來するものなり、若し夫れ行先を告げずして外出し、自己又は家庭に不測の事あらば如何にすべき、青年の心すべきことなり。

八、外出・歸宅の際には父母又は長上に挨拶すべし。

出入の挨拶は小學校時代には規則正しく行ひしものも、中等學校時代となれば之を怠慢に付するものなきにあらず、斯る疎懶の輩は其の前途蓋し知るべきのみ。

九、隙見・立聞・耳語等を爲すべからず。

隙見・立聞・耳語等は思慮なき人の、往々にして爲し易きことなれども、其の行爲たる固より卑劣にして、殊に男子の尤も避くべきことなり。

第二章 姿勢及進退

第一節 姿勢

一、直立の姿勢

兩足の踵を接し、足尖を凡そ六十度を開き、上體を眞直に保ち、下腹部に稍力を入れる、やうにし、兩手は自然に垂れ口を閉ぢ、眼は前方を正視すべし。

直立の姿勢は我國在來の禮法と、體操にて定むる所とは異れり然るに體操の姿勢は自然に近く且已に多年教育上に適用し來りたれば、必ずしも新法と謂ふべきにあらず、是れ體操法の姿勢を取りたる所以なるべし吾人の尤も賛同する所なり。

二、著椅の姿勢

成るべく深く腰を掛け、足を正しく床上に揃へ、上體及下腹部は直立の姿勢に於ける如くし、兩手は膝の上に置き、若くは軽く之を組み、口を閉ぢ、眼は前方を正視すべし。

三、正座の姿勢

兩足の拇指を少しく重ねて坐し、上體を眞直にし、下腹部に稍、力を入るゝやうにし、兩手は膝の上に置き、若くは軽く之を組み、口を閉ぢ、眼は前方を正視すべし。

著椅及正座の姿勢中に、兩手は膝の上に置きとある膝は嚴密に謂ふときは股のことなるべし、然れども通常膝と謂ひ習はせるが故に敢て妨なからん。

第二節 歩行及廻旋

一、歩行の際は姿勢を正しくし歩調を整ふべし。

體操教授を受くる際は姿勢の點に注意するも、通常歩行の場合には姿勢を崩し、歩調も亂れ勝ちとなるは往々にして見る所なり。斯くの如く姿勢歩調は體操科の専有物となりては効果甚だ少なし。體操科に於ける姿勢歩調は何れの場合にも應用せられて、始めて作法に叶ふことゝなるものなれば、學生各自に常に之が勵行を心掛けんことを要す。又二人相並んで歩む如き場合には成るべく歩調を揃ふるを以て可とす。西諺に曰く、人の貴賤は歩行の容儀を以て知るべしと眞に然り。

二、室内は勿論、廊下階段等に於ても靜に歩むべし、靴の儘なるときは爪先に稍、力を入れ音のせざるやうに注意すべし。

身體の取廻しは何時も他人の迷惑とならざるやうにと心掛けざるべからず、室内、廊下、階段等は靜に歩むものと心得て其の習慣を付くるを要す、殊に靴を穿てる場合には爪先にて歩むべし、踵をつけ音立てゝ歩む

は不作法なり。

三、室内を歩行するときは敷居を踏み、又は物を跨ぎ越え、若くは器物等に躓かざるやうに注意すべし。

室内の座作進退は細心注意せざれば不作法と爲り勝ちのものなり、敷居を踏むは古來忌む所なれば固より之を避くべく、又前に物品あらば之を避くるか、又は片寄せて通るべく、決して跨ぐが如き所爲あるべからず、又器物に躓くが如き軽卒の行爲なかるべし。

四、道路は通常左側を歩むべし、但し軍隊に逢ひたるときは右側に避くべし。

道路は左側を通行すべきこと、警視廳にても一般に勵行する所にして必ず之に従ふべし、斯くの如きことは警察官の注意を俟たず、早く國民の作法とならんことを望む、又葬列を横ざるは無禮なり、決して爲すべからず、軍隊は右側通行を正則とするに依り、之に逢ひたる時は、特に右側に避

くべきものとす、但し餘地ある場合に於ては左側を通行するも差支なし、要は衝突を避くるにありと知るべし。

五、尊長と同行するときは少しく後れて隨行するを禮とす、隨行の際は濫に他人と談話等を爲すべからず。

今日の青年は作法の心得なきが故に、途上友人と同行するも、尊長と同行するも、何等の區別なく相並びて歩行するもの少なからず、甚だ見苦しきことなり。尊長が強ひて並行するを求むる場合の外は少々後れて歩むを法九すべし。又尊長に隨行する際には已むを得ざる場合の外、他の人と談話など爲すべからず、是れ其の爲めに尊長に迷惑を掛ければなり。

六、老人・幼者・婦人等に逢ひたるときは道を譲り、又同行の際は成るべく之を保護するやうに注意すべし。

老幼並に婦人は力弱きものなれば、成るべく是等の人に便宜を與ふるは青年男子の義務なり、故に歩行の際にも是等の人に行き逢ひたらば、此

方より道を譲るは當然のことなり、又同行の際は等の人を保護していはるは美しくしきことなり、強壯なる青年が弱者を蔑視して、したり顔に振舞ふほど見悪くきものはあらざるなり。孟子曰く「班白之者不負戴道路」とは即ち味ふべき言る哉、西諺に曰く「正義仁愛は禮の骨子なり」と、亦宜しく翫味すべし。

注意

道路歩行中慎むべきこと左の如し。

(い) 杖を振廻し又は履物を引摺ること。

杖は携帯すればこそ振廻したくもなるものなり、老人にあらざる限り杖を用ふるの必要なからん、故に青年たるものは杖を持たざる習慣こそ望ましけれ、又履物を引摺るは不作法なるのみならず、今日は然かく優長なる時代にあらざるを思へ。

(ろ) 人道車道の別を紊すこと。

人道、車道の別あるは大都會に限りたることなるが、折角此の別あるも通行者の不注意に依り人々に迷惑を掛け、又自他の危険を招くことなしとせず、青年たるもの率先して此の區別を紊さざるの習慣を作すべし。

(は) 街路に佇立して他人の通行を妨ぐること。

街路は人々の忙しく行きかふ所なり、然るに珍らしき物ありたりとて、他人の妨害となるをも顧みず、嗚然佇立し、又は際立ちて用事もなきに、行逢ひたる人と喃喃談話を爲すが如きは愚にあらざれば痴なり。

(に) 街路に於て放歌し口笛を吹き其の他喧騒に涉ること。

街路を歩行しなから人も無げに大聲に放歌吟詩などするは青年の元氣の發露とも見るべきが、さへ云へ街路に於て爲すは場所柄を辨へざるものなり、宜しく野外に至りて之を恣にすべし。又口笛は品位ある青年のすさびにあらず。又何かと高聲に騒ぎ興じ或は笑ひ罵りて路人を驚かすが如きは思慮なき仕業なり。

(ほ) 濫に街路に痰唾を吐き、又は紙屑等を棄つること。

唾を吐くことは貝原益軒翁、夙に根氣を減らすとて之を戒しめられたり、然るに邦人は兎角此の惡癖あり、是れ衛生上より見るも、作法上より見るも謹しむべきことなりとす。又紙片殊に文字あるものを街路に棄つるは見苦しきことなり、支那人が文字ある紙片を大切にすることは美風なりと謂ふべし。

(へ) 通人を凝視し若くは其の容貌・服裝を批評すること。

他の通行人を凝視するは非禮なり、況や其の容貌・服裝を批評するに於てをや。墮落書生の輩は通行せる婦人少女を品評し嘲笑するものなきにあらず、何たる醜態ぞや、明治初年の青年は若し婦人に關して云爲することあらば直に鐵拳を見舞はれたるものなり、是れ必ずしも賞讃すべきにあらざるも、現時の墮落書生と比較すれば其の清濁實に天地の相違ありと謂はざるべからず。

(と) 歩行中食物を口にすること。

歐米人は歩行中、物を食するを必ずしも不作法とせざれど、我國俗は古

來之を戒しめたり、如何にも人間らしき善き習慣と謂ふべし、未來の我紳士たるもの當に祖先の遺風を嚴守すべきなり。

七、廻旋せんとするときは先づ向はんとする方の足を斜に後に引くと共に、其の方に徐に廻るべし。

八、廻旋するには上座に向ひて廻るを通例とす。

上座に向ひて廻旋するは己の後背を上座に向けざるが爲めなり。

第三節 著椅・離椅・竝著座・起座

一、椅子に著くには先づ其の左側(左方上座なるときは右側)に於て兩足を整へて敬禮し、右手(又は左手)を椅子に掛け左足(又は右足)より進みて著椅の姿勢を取るべし。

注意

人と相對して著椅せる場合は足を組まざるを禮とす。

人と對して足を組むは失禮なり、但し同輩親密の間柄ならば必ずしも妨げなし。

二、椅子を離るゝには先づ其の前に立ち、右手(又は左手)を椅子に掛け、左足(又は右足)より斜に椅子の左側(又は右側)に退き敬禮すべし。

三、座に著くには兩足を揃へて兩手を膝に添へ、左足を少しく引き、先づ左膝を突き、次に右膝を突くと共に兩膝を揃へて坐すべし。

四、座を起つには兩手を膝に置き、先づ兩足を爪立て、右膝を少しく立て上體を屈せざるやうに徐に立上るべし。

第四節 建具等の開閉・出入

一、他人の室に入らんとするとき、日本室の場合には先づ許

可を受くべく、西洋室の場合には先づ軽く扉を叩きて應答を俟つべし。

無斷にて突然他人の室に入ること如何に親密の間柄と雖も謹しむべきことなり、若し日本室ならば襖の外にて聲を掛け、差支なき答を俟ちて入るべし。又西洋室ならば聲を掛けず、扉を軽く打ちて案内を請ひ、許を受けて後入るべし。

二、扉を開閉するには右開の場合は右にて把手を取り、之を開くと共に旋りながら室内に入り、内側の把手を左手に持替へ靜に正しく閉づべし。

左開の場合は此の反對に爲すべし。

扉の開閉を荒々しくすることは青年の往々陥り易き過ちなり、故に靜に開閉することに尤も注意を拂ふべし。

三、戸・障子・襖等を右に開くには右手を引手に掛けて先づ少

しく開き、次に左手にて適度に押開くべし、又之を右に閉づるには右手にて引寄せ左手を引手に掛けて静に正しく閉づべし。

左に開閉する場合は此の反對に爲すべし。

尊長の座敷に在る場合は跪きて之を開閉すべし。

日本室に於ける開閉も静おにすることに注意すべし、又開閉するに跪くは尊長の外、祭祀儀式等の時も同様たるべし。

四、簾等の掛りたる所を入るには其の一端を前方に押出し出るには手前に引くべし、場合に依りては両手にて捲上げ、潜り入りて静に之を下すべし。

第三章 敬禮

第一節 敬禮の心得

一、總て敬禮は恭敬の意を表することを旨とすべし。

敬禮は恭敬の誠意を形容に表はすものなれば、心中に敬意の充實することを以て第一要件とす。敬禮の作法如何に規矩に叶ふも、恭敬の念、内に發動せざれば唯是れ虚禮のみ、何ぞ敬禮と謂はんや。

二、總て敬禮は適當なる場合に於て之を行ふべし。

誠意を以て敬禮を行ふも、固と敬禮は對人的のものなれば、能く呼吸を見計らひ、適當の場合に遅速なく之を爲すにあらざれば、調子外れとなりて何の甲斐もなし、注意せざるべからず。

三、總て敬禮を受けたるときは必ず答禮を爲すべきものとす。

他人より敬禮を受けたるときは答禮せざるは非禮なり、如何に下輩のものより敬禮を受くとも、必ず誠意を以て之に答禮を爲すべきものなり。

高貴の尊きを以てさへ臣民の敬禮に對し御會釋あるにあらずや。

第二節 普通禮

一、立禮に於ては先づ直立の姿勢を取り、先方の眼に注目し上體を徐に屈すると共に、手は自然に下げて其の指尖を膝頭に近づかしむるを度とす、但し殊更に頸を屈すると膝を折るとは共に宜しからず。

人に禮を爲すには先方の眼に注目すること肝要なり、又殊更に頸を屈ぐることは往々見る所なるが、斯くては襟元を先方に見らるゝことゝなり、却て失禮なり、又膝を折らざれば敬意を失するが如く思ふものなきにあらず、是亦立禮としては見苦しさものなれば決して爲すべからず、又股を開くことも謹しむべし。

二、坐禮に於ては先づ正坐の姿勢を取り、先方の眼に注目し兩手の指を揃へ、膝前に八字形に置きて指尖の間を約二

三寸とし、徐に上體を屈し、頭は座面より凡そ二三寸の所まで下ぐるを度とす、但し殊更に頸を屈すると、腰を上ぐるとは共に宜しからず。

坐禮に於ても上體を屈する前に、先づ先方の眼に注目すること肝要なり、又頸を屈するの不可なるは前述の如し、腰を上ぐることは青年者に於て往々見る所にして洋服着用の場合など殊に見苦し、尤も謹しむべし。

第三節 最敬禮

一、立禮に於ては先づ直立の姿勢を取り、先方の眼に注目し上體を徐に屈すると共に、手は自然に下げ其の指尖の膝頭に達するを度とす、凡そ一呼吸の後、徐に原姿勢に復すべし、但し殊更に頸を屈すると、膝を折るとは共に宜しからず。

二、坐禮に於ては先づ普通禮に準じ兩手の食指を相接せしめ兩肘を膝側に近づけ、徐に俯伏して額の指甲に達するを度とし、凡そ一呼吸の後徐に原姿勢に復すべし、但し殊更に頸を屈すると、腰を上ぐるとは共に宜しからず。

最敬禮とは 至尊陛下并皇族に對し行ふ所の禮法にして、吾人臣民たるもの、尤も嚴肅に行ふべきものたるは勿論、苟も其の作法を誤るが如きことあるべからず。而して従前は普通禮法と同じく坐禮のみなりしが、今日は立禮を以て公の禮法と定められたれば、殊に立禮の場合を心得置くを要す。立禮に於て普通禮と異なる所は手を其の指頭の膝頭に達するまで自然に下ぐると、原姿勢に復するは凡そ一呼吸の後とするにあり、是れ臣民の高貴に對する崇敬の情の自然の發現なれば、苟も日本人たるものは其の作法を辨へ、決して普通禮と混同せざらんことを要す、坐禮を行ふは其の場合極めて稀なるべしと雖も、臣民としては一應心得置かざ

るべからず。

第四節 行幸啓拜觀の場合の敬禮心得

一、通例行幸啓を拜觀するには豫め帽引廻し合羽等を脱ぎ、傘を疊み容儀を整へ、御車御通過の際最敬禮を行ふべし、但し雨天の際は雨具の儘行ふも差支なし。

二、行幸啓は塀越又は高き位置より拜觀すべからず。

外國にては高貴の通過を高所より拜觀するを異とせざるが如きも、我國にては凡て見下ろすことを不敬とす、心得違ひあるべからず。

三、行幸啓拜觀の際は靜肅を旨とし、喧噪亂雜の舉動なく、御行列の通過を俟ち、徐に退散すべきものとす。

四、拜觀者雜沓の際は幼者・婦人・老人等には成るべく前列の位置を譲るを宜しとす。

備考

行幸啓の節學生生徒敬禮方(明治四十三年文部省訓令第十八號)

一、武装携銃の場合

學校長及職員は全隊の右翼に、指揮者は各中隊の右翼に位置し、豫め劍を銃に装せしめ、前驅の見えたるとき「氣を付け」の號令を下し、直立不動の姿勢を取らしむ、御車が中隊の右翼約十歩に近づきたるとき「捧銃」の號令にて一齊に捧銃をなさしめ、御車が中隊の左翼約十歩を過ぎたるとき元の姿勢に復せしむ。

御車が中隊の左翼より通過するときは學校長・職員及指揮者は左翼に位置す。

二、武装せざる場合(女生徒を含む)

學校長及職員は前列の右翼に、指揮者は各組の右翼に位置し、前驅の見えたるとき「氣を付け」の號令を下し、一齊に脱帽せしめ、直立不動の姿勢を取らしむ、御車が指揮者の前に達したるときは「禮」の號令にて敬禮せしめ、(體の上部を約三十度前方に屈せしむ)徐に元の姿勢に復せしむ。

御車が組の左翼より通過するときは學校長・職員及指揮者は左翼に位置す。

第五節 通過・行逢及教室内の敬禮心得

一、神社・御陵等の前を通過する場合には脱帽して敬禮を爲すべし。

神社は一般に 皇祖皇宗の尊靈を齋き、又は國家に功勳ある忠良義人

を祭れるものなれば我國體上、之を敬禮すべきは勿論、高貴の御陵に拜禮するは當然のことなり。然るに維新以來、社會の秩序作法等紊亂に歸し、國民の敬虔的情操の薄くなれる結果、非禮のことを敢てして得々たるものあるを見るは慨すべきことなり。恐多くも、至尊陛下は深く祭祀のことに御心を注がせられ、御親祭の御儀も極めて御嚴重なりと拜聞し奉る、臣民たるもの豈恐懼せざるべけんや。

二、人の前を過ぐるときは會釋すべし。

人の相對して談話しつゝあるに、其の間を過ぐるの非禮なるは言を俟たず、若し已むを得ざる場合には語を以て會釋して通るべし。又凡て人の前を平氣にて通るは無禮なり、必ず相當の會釋を爲さざるべからず、青年の人はそは面倒なりと謂はんも、國民の品位は斯くの如くにして高陞するものと知るべし。

三、尊長の前を過ぐるときは少しく體を屈め、凡そ二三歩手前にて斜に先方に向ひ、場合に應じて立禮又坐禮を爲す

べし。

凡そ人の面前を通るは已むを得ざる場合の外、之れを爲さざるを本則とす、況んや尊長の前を通るに於てをや。然れどもたとひ尊長の面前と雖も、已むを得ざる場合には遠慮することなく、丁寧に立禮又は坐禮を爲し、會釋濟みて後通過すべし。

四、尊長我が前を過ぐるときは立ち又は坐せる儘敬禮を爲すべし、椅子に凭れる場合は之を離れて立禮を爲すべし。

前と反對に我面前を尊長の過ぐる場合には此方より立禮又は坐禮を爲すべし、是れ長幼序ある所以なり。

五、我が前を過ぐる人、會釋したるときは答禮を爲すべし。

我面前を過ぐる人が禮儀正しく會釋したる場合に、此方に於て平然たるは非禮なり、必ずや相當の會釋答禮を爲すを要す。

六、軍旗に對するときは脱帽して敬禮を爲すべし、但し其の

上覆ある場合には之を爲すに及ばず。

軍旗とは聯隊旗及び軍艦旗を云ふ、此の軍旗は 天皇陛下の親しく授け給ふ所のものなれば、之に對するは猶 天皇陛下に對し奉るが如くならざるべからず。故に之に行逢ひたる場合には必ず敬禮を爲すべきものとす、歐洲諸國にては這般の禮法儼乎として行はるれど、我國にては國民の軍事思想幼稚なるが爲め、未だ正しく行はるゝに至らざるは遺憾なりとす。

七、尊長に行逢ひたるときは數歩手前にて左方に避け敬禮を爲すべく、知人に行逢ひたるときは少しく手前にて一禮を爲すべし。

途中知人に行逢ひたるときは相當の敬禮を爲すべきは勿論なり、其の尊長の場合には數歩手前にて立ち止り、脱帽して丁寧に敬禮すべく、又同輩の場合には稍手前にて歩行しながら敬禮するも妨げなし。

八、途上葬儀の行列に逢ひたるときは其の柩に對し敬意を失はざるように注意すべし。

人生の慘死より甚しきはなし、然るに途上葬列に逢ふも何等敬禮することなく、行き過ぐるが如きは抑も人情ある國民と謂ふべきか、吾人は何人と雖も葬列に逢ひたらんには脱帽敬禮するの國風を馴致せんことを希望して止まざるなり。

九、通過及行逢の禮を行ふに際し、携帶品あるときは之を左手に持ち若しくは左腋に抱ふべし。

携帶品は左右何れの手を持ち、何れの腋に抱ふも差支なきに似たれど左手よりも右手を垂れて敬禮するを鄭重なりとし、且帽子は右手に取るを正式とすればなり。

一〇、敬禮すべき人、教室等に臨みたるときは教師先づ敬禮したる後、教師又は指揮者の令にて一齊に起立し敬禮を

爲すべし。

教室内の禮は豫て合圖を定め置き、別に號令を下さずして靜肅に爲すを可なりとせん、又教師と生徒と一齊に受禮者に敬禮するも、必しも非禮にあらざるべし。

備考

(イ) 教師は此の際、教壇を降るを常例とす。

(ロ) 敬禮すべき人、教室に臨みたるときは教師は其の人の身分、氏名等を生徒に告ぐる事あるべし。

第六節 著帽したる場合の敬禮心得

- 一、帽を冠りたるときの敬禮は右手にて脱帽し、其の内面を右の外股に向け軽く之に觸るゝ程にして行ふべし。
- 二、尊長と途上若くは廊下等に於て對話するときは必ず脱

帽すへし、但し先方より著帽を勧められたるとき、又は對話長時に涉るときは會釋して之を冠るも妨なし。

たとひ先方より著帽を勧められ、又は對話長時に涉るとも先方が著帽せざるに此方にて著帽するは失禮なりとす。

三、室内に入りたるときは必ず脱帽すべし。

附 握手禮

- 一、西洋人等に對しては握手禮を行ふことあり。
- 二、握手禮を行ふ場合には右手を出し、先方の眼に注目し徐に先方の右手を執り約一呼吸の間握るべし。
- 三、握手の禮は尊長・主人・婦人より先づ其の手を出すを待ちて之を行ふものとす。

第四章 服装

第一節 服装の心得

一、服装は質素清潔を旨とし分に應じたるものを着用すべし。

衣服は單に身體を保護するが爲めのみならず、亦容儀を整へ品位を保つ爲めに必要なものなり。カールイル曰く、衣服の體裁は其の人の知識と才能とを表はし、色合は氣質と性情とを表はすと、眞に至言と謂ふべし、彼の妄りに流行を追ひ、徒に華美を好むが如きは衣服の目的を没却せるものなり。衣服は清潔を以て第一の要件とすべし、又決して華奢に流れず質素ならんことを要す。而して分に應じたるものとは學生たる身分に應ずるの謂なり、たとひ貧富貴賤の別あるも學生たる身分は凡て相同じ、従て服装もさして異同あるべき筈なし。學生たるものが父母の富

貴に任せて美服を著け、以て他に誇るが如きは甚しき心得違ひにして、其の心事の陋劣なる實に憐むに堪へたり、又父母に於ても如何に我愛子なればとて、徒に其の虚榮心を煽るが如き舉に出づるは愚の極と謂ふべし、又今日は何れの學校にても制服の規定あり、生徒たるものは一様に之を服し、且之を清潔にし、破れ、綻び等を繕ひ、決して見苦しき儘に放任すべからず。

二、衣服は家の内外を問はず取亂さるるやりに之を著用すべし。

外出の場合に衣服を取亂さるべきは勿論、家内に在る時と雖も、不體裁なる装ひを爲すは耻づべきことなり。林子平は謂へり、人は此世に客に行きたりと思へ、客に行きたる心持を以て己を律すれば、家内燕居の時たりとも、不作法の服装を爲すことを得んや、心すべきことなり。

三、慶弔儀式その他、訪問等の場合には相當の服装を爲すべし。

四、喪服及喪章は一定の制、規、慣習に従ひ之を著用すべきものとする。

第二節 禮服

一、和服の禮装標準は左の如し。

上著 冬物は黒無地五ツ紋、夏物は無地五ツ紋を正式とす、但し場合に依り縞物等を用ふるも妨なし。

喪服は通例、淡黒色無紋のものを用ふ。

下著 冬物は白又は鼠色、夏物は白無地を正式とす、但し冬物には小紋形、更紗形及縞物等を用ふるも妨なし。

肌著 襦袢

帶 角帶を正式とす。

袴 襠高袴を正式とす。

羽織 黒五ツ紋を正式とす。

足袋 白。

注意

(イ) 袴は前を先に著け、後紐は正しく前にて結び、前後不揃ならざるやうに穿つべし。

(ロ) 羽織は襟の折返し、紐の結方を正しくすべし。

二、洋服の禮装標準は左の如し

服種	禮服 <small>(晩餐會・夜會又は特種の場合等に著用す)</small>	通常服 <small>(儀式及普通の饗應等の場合に著用す)</small>
	燕尾服	フロックコート
品目	高帽 <small>(シルクハット)</small>	高帽 <small>(シルクハット、但し場合に依り黒の山高帽、ル之に代用することを得)</small>
帽		

上 衣	無地黒絨	無地黒絨又ハ紺絨
チ ヨ ッ キ	色及地質「コート」ニ同シ	「コート」ニ同シ、但シ夏季ハ白 「リンネル」等ヲ用フルモ妨ナシ
ズ ボ ン	色及地質「コート」・「チヨ ッ キ」ニ同シ	目立タサル縞絨ヲ用フ
シ ヤ ツ	白(卸ハ白)	白(卸適宜)
カ ラ ア	立襟又ハ折襟	立襟又ハ折襟
ネ ク タ イ	麻地白ノ蝶形若クハ一字結	(適宜、但シ白ヲ用ヒス)
手 套	白ノ革製	茶色又ハ鼠色ノ革製
靴	黒ノ革製護謨塗	黒ノ革製
靴 下	(適宜)	(適宜)
外 套	無地絨(形適宜)	(適宜)

備考

凶事に於ける通常服の場合は「ネクタイ」は黒、手套は黒若くは鼠色のものを用ひ、尙黒紗を左腕に纏ひ又黒紗

を以て帽の中帯を覆ふなどの慣例あれば相當の注意を爲すべきものとす。

注意

- (イ) シャツ「カラア」は注意して共に雪白のものを着用すべく、其の下「シャツ」を現す等のことなかるべし。
- (ロ) 手套は両手に穿つか又は右手のみを脱するも左手の手套は之を脱せざるを例とす。
- (ハ) 黒靴は室の内外共に磨きたるを用ふべく又室内に入るときは泥除靴を脱するやうに注意すべし。

第五章 授受進撤

第一節 授受進撤の心得

一、物を授受進撤する際には相當の禮を爲し粗忽ならざるやうに注意すべし。

如何なる物品にても凡て授受進撤の際には相當の會釋を爲すべく、又能く落付きて鄭重に取扱ひ、輕卒の舉動あるべからず、若し粗忽に扱ふときは往々にして取落し、又は破壊する等のあるものなり、殊に青年期に於ては磊落の風を衍ひて無造作に授受することなしとせず、謹しむべきことなり。

二、物は總て先方に向け受易きやうにして出すべし。

物を進むには自分の方に向くことなく、必ず先方に向け、先方が受取るに都合よきやう取扱ふべし。

三、物を進むには兩手を出すべく、其の手輕のものは右手のみにて出すも妨なし。

四、總て物を撤するには進めたるときの作法に準じて之を

行ふべきものとす。

五、坐禮に於ける進撤は著座の後之を爲すべし。

先方の着座せるに立ちながら物の進撤を爲すものあらざるべけれど、間々中腰にて爲すものなきにあらず、注意すべきことなり。

六、物を進撤するには正面よりするを禮とす、但し卓に向へる人には場合に依り左側の後方より進め、右側後方より撤することあるべし。

七、總て客に供する器具は特に注意して之を清潔ならしむべく、又飲食物は新鮮なるものを選ぶべし。

第二節 茶 菓

一、茶を進むるには茶托又は茶臺に載せ、兩手にて持出て程よき所に至りて出すべし。

二、茶を受くるには茶臺のものは兩手にて茶碗のみを取り、茶托のものは先方の置くに任すべし、但し場合に依りては兩手にて受くることあるべし。

近來は大抵茶托を用ひるやうに爲りたれば、別段手を出して受取るに及ばず、若し數人の同伴者に對し、盆上に數箇の茶碗を載せて進められたる場合には兩手にて受取るべし。

三、茶は茶碗を左掌に載せ、右手を添へて靜に飲むべし。

四、珈琲・紅茶等を進むるには茶碗を受皿の上に置き、匙を添へ、兩手にて持出で、茶碗の把手を客の左方に向けて出すべし。

五、珈琲・紅茶は先づ之に角糖を入れ、匙にて攪拌し、次に匙を皿に置き、皿の儘茶碗を左掌に載せ、右手にて把手を持ち

靜に飲むべし。

角砂糖を添へて進められたる場合には暫時の後、之を茶碗の中に入れて、遠慮して湯の冷へたる後に之を入れるゝときは解けざればなり。又之を攪拌して飲む場合には先づ匙にて二三度すくひて飲み、然る後右手にて茶碗の把手を右の方へ廻はし、持ちながら靜に飲むべし、飲み終らば匙は茶碗の中に入れて置くを可とす。

六、菓子・果物等を進むるには之を器に盛りて盆に載せ、其の物に應じ箸・楊枝・匙又は小刀等を添へて出すべし。

七、菓子類は箸又は小楊枝にて之を取るべし、各自に對し器物に盛りて出されたる時は物に依りて器を取り上げて食すべし。

第三節 用具

一、座布團を進むるには兩手にて持出で、適當なる位置を見

計らひ靜に先方の側に置くべし。

客に對しては通常適當なる位置に座布團を敷き、然る後案内して著席を請ふものとす。

二、煙草盆は灰吹を客の右又は右向ふになるやうに向け、兩手にて其の兩側を持出て、進むべし。

三、火鉢は兩手にて持出て手掛あるものは其の手掛なき側を先方に向けて進むべし、又椅子に著ける人に火鉢を出すには相當の臺に据え先方の右側に置くを例とす。

注意

火鉢・煙草盆は常に塵埃を拭ひ灰を均らし置き、又出したる後、火の立消せざるやうに注意すべし。

四、扇子・團扇を進むるには要又は柄を手前にして持出て向

直して之を出すべし。

五、旋風器を出すには車翼(Vane)ある方を前にし、適宜の位置に之を据ゆべし。

六、燭臺、ランプ等は豫め點火し兩手にて持出づべし。

七、料紙・硯函を進むるには料紙を硯函の上に載せ、手前に向けて兩手にて持出て、先方の前に至りて己の前に置き、料紙を蓋と共に取り先づ墨を磨り硯函を先方に向けて出し、次に料紙をも蓋と共に向直して硯函の左(先方より見て)に出すへし。

八、小刀又はナイフ等は柄を先方に向けて出すべし。

九、帽を進むるには其の内面を下にし、前部を先方に向け、兩手にて縁を持ちて出すべし、之を受くるには右手にて取

るべし。

一〇、傘杖等は両手にて持ち、柄を先方の右手の方に出すべし。

第四節 文書

一、書翰を進むるには表書を上にし、手前に向けて持出て向直して出すべし。

二、書籍を進むるには順序を整へ、手前に向け、両手にて持出て、其の冊數少き場合は其の儘先方に向直して出すべく、冊數多き場合は一旦之を己の前に置き、両手にて取廻し、先方に向直して出すべし。

三、辭令書卒業證書等を授くるには之を先方に向け、其の折りたる場合には右手にて開きたる場合には両手にて其

の上部を持ちて渡すべし。

四、辭令書卒業證書等を受くるには授くる人の前、凡そ三步の處にて立止まりて敬禮し、再進みて両手にて取り、其の儘三步退き一見の後、敬禮し廻旋して退くものとす。

第六章 招待及應招

第一節 招待の心得

一、人を招待して饗應せんとするときには其の趣旨に従ひ分に應じて相當の準備を爲し、誠意を以て客を待遇すべし。

二、人を招待せんとするときには其の事由・日時・場所等を明にし、凡そ七日前に口頭又は書狀を以て案内すべし。

正客ある場合には其の氏名をも通ずべし。

- 三、忌中の人に對しては招待を爲さざるものとす。
- 四、客の席次は正客は格別とし、其の他は身分年齢等に依りて定むるを例とす。
- 五、坐禮に於ける席次は床前を第一位、違棚などある方を第二位、床脇を第三位とし、主人の席は之を最下位に設くべきものとす。

注意

- 日本室の上座下座は通例床ある方を上座とし、床なき場合は入口より遠き方、若くは正面の方を上座とす。
- 六、立禮に於ける席次は食卓の長邊の一方の中央席を主人若くは主婦に、又之に對する席を正客に充て、以下主人の右方席を第一位、正客の右方席を第二位、主人の左方席を

第三位、正客の左方席を第四位とし、以下之に準ずるを普通とす。

夫妻共に列席する場合に於ては夫妻は中央席に相對するものとし、主人の右方席を婦人の第一位、主婦の右方席を男子の第一位とするを例とす。

注意

- 西洋室の上座下座は通例煖爐、飾棚、マントルピースある方を上座とし、之なき場合は入口より遠き方、若くは正面の方を上座とす。
- 七、客の著用品若くは携帶品は紛失等のことなきやう丁寧に整理し置くべきものとす。
- 八、人を招待したる場合には主人は勿論、其の席に出入する

者も亦相當の服装を爲し、且特に坐作進退に注意すべきものとす。

九、客の參著したるとき、又退出するときは主人は之を玄關等に迎送するを禮とす。

第二節 應招の心得

一、招待を受けたるときは速に出席の有無を答ふべし。

二、出席の旨を答へたる後、止むを得ざる故障の爲に出席し難きときは速に其の旨を通じ深く之を謝すべし。

三、服装は招待の趣旨に適するやうに注意すべし。

四、參著は定刻前、約十分以内なるを宜しとす。

邦人は兎角時間の觀念に乏しく、爲めに應招の場合にも一時間若くは二時間以上後るゝこと珍らしからず、此故に招く方にてても亦時間の懸値

を爲すことあり、誠に惡風と謂ふべし。西洋にては四分の一時の猶豫と云ふことあり、是れ即ち猶豫の極限なり。西洋と云はず、我國に於ける茶會の時刻の嚴重なることは何よりの好模範なり。青年者宜しく猛省一番時間を嚴守するの習慣を作さんことを要す。

五、客室に入りたるときは先著の客に對し敬禮を爲すべし。

六、著席は主人の指圖に従ふべく、固辭するは宜しからず、其の指圖なき場合に於て同席者、尊長なるときは己は下座に著くべし。

席次を定むるは主人の責任なれば、凡て其の指圖に従ふを以て禮とす。只管遠慮して其の指圖を固辭し尻込みするは却て他人に迷惑を及ぼし、主人の心盡しを無にするものなれば、須く淡泊に其の指圖に従ふべし。

七、饗應の席に於ては儀容を整へ不快の顔色、倦怠の態度あるべからず。

人に接しては、勉めて爽快の容姿を爲し、先方をして不快を感じせしめざるやう心掛けんことを要す。况や饗應の席に列するに於てをや。古人曰く「滿堂酒を飲む、一人あり隅に向つて悲泣すれば一堂之が爲めに樂しまず」と、眞に然り。されば心中たとひ不快の念あるも之を色に表はすことなく、又倦怠の容態を爲さざるやう注意すべし。

八、饗饌終りたるときは相當の時間を見計ひて退出すべし、己正客ならざるときは正客の退出を待つを禮とす。

饗饌終らざるに退出するは非禮なり、又たとひ饗饌終りたる後と雖も正客の退出なきに、先ちて退出するは非禮なり、但し已むを得ざる事故ある場合には其の事由を告げて退席するも妨げなし。

九、招待に對する答禮は成るべく速に自ら往きて之を述べ、若くは禮狀を送るべし。

人より招待を受けたらば速に相當の答禮を爲すべきものとす、即ち其

の翌日若くは再翌日自ら答禮に行くか、差支ある場合には書面にて謝意を表すべし。

第七章 食事及饗應

第一節 食事の心得

一、食事中は儀容を亂さざるやうに注意すべし。

二、食物は之を噪急に食すること無く、口を閉ぢて咀嚼すべし。

食物を急いで食するは不作法なるのみならず、咀嚼不十分なるに依り、衛生上に害あり、故に緩かに食するを以て習慣とすべし。又口を開き大口に音立て、食するは見苦しさものなり。我國にても西洋にても音立て、食事するを忌むは同様なりとす。

三、食器は手荒く取扱ふべからず。

食器は鄭重に取扱はざるときは、或は取落して食物を覆し、又は器物を壊はすこと、なしとせず青年の注意すべきことなり。

四、食事は食後、器中の見苦しからざるやうに之を爲すべし。

茗醞の場合には食物を食ひ残さざるを法とす、是れ器中の見苦しからぬやうに爲すの趣旨に外ならざるべし、鑑みざるべからず。

五、食事中は成るべく座を離れざるやうに注意すべし。

第二節 日本食及其の饗應

一、碗の蓋を取るには片手を碗に添へ、他の片手にて之を取り、膳の左方のものは左側に、右方のものは右側に置くべし、又食事了りたるときは蓋を爲し置くべし。

二、食事の順序は先づ飯を食し次に汁を吸ふべし、其の他は適宜にて可なり。

三、汁あるものは勿論、本膳以外の食物は總て食器を取上げて食すべし。

四、配膳給仕は上座の客を先にすべし、膳を撤するとき亦同じ。

五、配膳了りたるときは主人は客に對して挨拶を爲すべし、客は場合に依り之に對して謝辭を述ぶることあるべし。

六、客は挨拶を了りたる後に箸を取るべし、又同席者ある場合合は尊長の箸を取りたる後に之を取るべし。

七、臺に据えたる盃を受くるには先づ一禮して兩手にて之を取り酌を受け、其の飲み了りたるときは盃を臺に置くを例とす。

注意

尊長に對して獻盃するは禮にあらず。

尊長に對しては、流れ頂戴と稱し、盃を請ひ受け、然る後返盃するを禮とす、但し一般に獻酬を爲すことは善き習慣にもあらず、又善き作法にもあざれば將來は之を廢するを以て可なりとす。

第三節 西洋食及其の饗應

一、食堂に入りたるときは直ちに著椅すべし、椅子と食卓との距離は成るべく之を接近せしむべし。

椅子を成るべく食卓に接近せしむるは給仕人が配食するの便を計るに出づ。

二、著椅の後は兩手を軽く卓上に置くを宜しとす。

三、著椅したるときは卓上の「ナツプキン」を取りて膝上に展べ、食事の準備を爲すべし。

注意

- (イ)「ナツプキン」は願下に挟み若しくは胸部に懸くる等のことなく、目立たざるやうに之を用ふべし。
- (ロ)「ナツプキン」を以て顔頭等を拭ふべからず。
- 四、食品を各自の前に配置せられたるときは便宜食し始むるも差支なきものとす。

食品の列席者一同に配置せられ終らざるに、食し始むるは非禮の如く思はるれども、西洋食の場合には必ずしも然らず、故に自己の前に配食せられたらば、餘りに他を懸念することなく、徐に食し、始むるを以て可とす。

五、「ナイフ」は右手に、「フォーク」は左手に持つべし、但し「ナイフ」を要せざる魚肉、野菜等は「フォーク」のみを右手に持ちて食すべし。

「スプーン」は右手に持つべし。

注意

(イ)「フォーク」は其の凹みたる方を下に向けて用ふべきものとする。

(ロ)「ナイフ」にて食品を喫し、又「フォーク」「スプーン」等は深く口中に入るべからず。

(ハ)「ナイフ」「フォーク」「スプーン」等を使用する際は肘を左右に張らざるやう、又音のせざるやうに注意すべし。

六、食事中、一時「ナイフ」「フォーク」を措かんとする場合、之を八字形に皿縁に掛け置くを通例とす。

七、一皿の食品を食了したるときは「ナイフ」「フォーク」を皿の上に揃へ置くべし、但し「スプーン」等に在りては「スプーン」を

皿の上に仰向け置くべし。

八、多衆と會食する際は己のみ特に後れざるやうに注意すべし。

九、卓上の菓子・果物は給仕の進むるを俟ちて之を取るべし。

給仕の進めざるに先ちて無造作に取り喰ふは非禮なり。

一〇、「スプーン」は「スプーン」の向縁にて掬ひ、手前縁にて音のせざるやうに吸ふべし。

一一、「パン」は「ナイフ」を用ひず指にてちぎり、適宜「バター」を付けて食するを例とすべし。

一二、饗應の際、食堂の準備整ひたるときは、主人は先づ正客を食堂に案内して自己の席に就き、賓客一同と共に著椅するものとする。

一三、盃を舉げて主客の健康を祝する場合には主客一同起立して之を舉げ、互に目禮の後、乾盃して著椅するものとす。

一四、食後「フロンガー、ガラス」を出されたるときは之にて指頭を洗ひ又便宜唇をも洗ふべし、此の際水にて嗽き若くは器中に吐出すべからず。

一五、食事了りたるときは客は主人に従ひて徐に客室若くは控席に移るものとす。

第八章 言語應對

第一節 稱呼及敬語

一、皇室に關する談話には必ず敬稱敬語を用ふべし。

皇室に關する事柄を談話する際は、決して惰容あることなく、嚴肅なる態度を以て爲すべきこと論を俟たず、這般の用意なきもの、何を以て日本人と稱することを得んや、外國人の君主に對する感情と、日本人の君主に對する感情とは其の根抵に於て相違せり、能く々々違背あるまじきことなり。

敬稱は天皇、太皇太后、皇太后、皇后には陛下、他の皇族には殿下と申し奉るべし。

皇室に對しては常に敬語を用ひざるべからず、即ち御字を逸せざるべく、給ふ遊ばす爲させらる奉る等の語を忘るべからず、又天顔を拜す、龍顏麗はしく、叡慮を注がせ給ふ、玉體聖慮、大御心、玉座車駕、天覽、叡覽、入御、出御など夫れ々々成語あれば其の用法を誤らざるべし。又天皇の御他出を行幸、御還りを還幸、皇后、皇太子、皇太子妃の御他出を行啓、御還りを還啓と云ひ、他の皇族の御他出は御成りと稱し奉るなり。又皇族を「何々宮さん」と申上ぐるは聞き苦しきことなり、必ずや「何々宮殿下」若くは「何々宮様」と

申上ぐべきなり。

二、稱呼は自他の身分に相當し正しくして且野卑ならざるものを用ふべく、又人と談話を交ふる場合には相當の敬語を用ふべし。

舊幕時代に於ける稱呼の嚴重にして而も複雑なりしことは寧ろ滑稽に類せり、今や立憲治下に在りて四民平等に 陛下の恩澤に浴する以上、稱呼の徒に煩瑣なるは謂はれなきこと、云ふべし。然れども身分に貴賤尊卑の別あるは免れざる所なれば、其の身分に應じて稱呼に區別を立て、又相互談話の際、適當の敬語を用ふるは蓋し當然のことなり、上下尊卑凡て無差別なるは我國風の許さざる所と知るべし。

三、自稱は通常「私」と稱すべし、同輩に對しては「僕」と稱するも差支なし。

地方に依り又人に依りて「ワタシ」「ワシ」「オレ」「手前」など、種々に言ひ

慣はせりと雖も、一國民として自稱の區々たるは餘り不體裁なれば、言語の統一上より漸次「私」に一定するやうあらまほしきことなり。僕と稱するは學生の套語となりたれど、そは同輩若くは同輩以下に對してのみ用ふべきものなり。

四、對稱は通常「貴方」と稱すべし、同輩に對しては君と稱するも差支なし。

對稱は「アンタ」「アンタハン」「オ前サン」「貴公」「オ手前」など、種々の稱呼あれど、前項に述べたると同様の趣旨に依り、「貴方」に一定せんことを望む。又君と稱するは同輩若くは同輩以下に對してのみ用ふべきものなり。

五、對話者以外の人に就きて語る場合は相當の敬稱敬語を用ふべし、但し自己の家族・親戚等に就きては之を用ひざるを通例とす。

○ 第三者を呼棄てにし、又は敬語を用ひざるは不作法なり、然れども自己の家族親戚又は同窓者なる場合には敬稱敬語を用ひざるを禮に叶ひたるものとす。

六、官公職・爵・學位等は他稱若くは對稱の場合に於ては其の人の姓に此等の名を附稱して差支なしと雖も自稱には之を用ひざるものとす。

他稱若くは對稱の場合に於ては一般に氏の下に「サン」を附するを通例とす、但し自己の師に對しては「サン」と稱せず、「先生」と稱するを可とす。又「サン」の代りに學位ある人を何々博士、爵ある人を何爵、官公職ある人を何々大臣、何々知事、何々市長など、稱するは却て聞き善きことなるべし。

七、親任官其の他高貴の人に對する對稱には通常其の官職名・爵名等に「閣下」を附稱するものとす、但し陸軍部内に於ては將官以上に「閣下」佐官以下には「殿」を附稱するを例とす。

す。

閣下と稱するは主に親任官又は華族等に對する場合と心得て差支なからん、世間往々之を濫用するものあるは嗤ふべきことなり。

八、薨去「卒去」「死亡」等の語は一定の用例に従ひ注意して之を誤用せざるべし。

○ 薨去は皇族及從三位以上の者、卒去は正四位以下從五位以上の者、死亡は正六位以下及其他の者に用ゆるを常例とし、死亡は一般人に用ゆるものとす。

第二節 應對の心得

一、人と應對するときは正しく相對し、溫容と誠意とを旨として成るべく明快に談話を交ふべし。

○ 人と應對するときは溫容あらんことを要す。抑も人と對しては先方をして常に快感を保たしむることを心掛けざるべからず。故に顔容態

度を溫和快活にし、たとひ心中憂慮することあるも勉めて容貌に顯はさず、春風の薫ずるが如き容態を保持すべし、是れ人を尊敬するの衷情に出づるものにして、決して詐偽を行ふにあらず、若し夫れ凡ての事を自然の儘、赤裸々に打ち振舞はゞ人間の品位何處にか求むることを得んや。

人と應對するときは誠意あらんことを要す。人と對しては先方の人格を敬ひ純一無雜の誠意を持ち、熱心なる態度を保つべし。

人と應對するときは明快に談話するを要す。談話の調子は高低緩急宜しきに適ひ沈着にして流暢快活なるべし、又發音は明瞭に、言語は正確なるを要す。

談話の材料は相手の教育の程度、職業、男女の別等に應じて加減し、對手をして怡々として談話せしめんことを要す。二宮尊徳翁曰く、交際は人道の必用なれど、世人交際の道を知らず、交際の道は碁將棋の道に法るを善しとす、夫れ將棋の強き者、駒を落して、先の人の力と相應する程にてさすなり、甚しき違ひに至りては腹金とか、又は歩三兵と云ふまでに外すな

り、是れ交際上必要の理なり、己れ富且才藝あり、學問ありて、先の人貧ならば富を外すべし、先の人不才ならば才を外すべし、無藝ならば藝を外すべし、不學ならば學を外すべし、是れ將棋をさすの法なり、此くの如くせざれば交際は出來ぬなり。己れ貧にして不才、無藝、無學ならば碁を打つが如く心得べし、先の人富みて才あり、且學あり、藝あらば、幾目も置きて交際すべし、是れ碁の道なり。此理獨り碁將棋の道にあらず、人と人と相對するときはの道も此理に隨ふべしと、實に一般交際の秘訣を言明して餘蘊なしと謂ふべし、而して交際の機關たる應對談話に於ても、當に這般の用意あるべきなり。

初對面の人に談話する時、己の品位を落さゞらんとして故らに嚴格に過ぎ、又は相手の歡心を迎へんとて馴々しくするが如きは、何れも謹しむべし。

二、應對中は倦怠倨傲等の態度なきやうに注意すべし、

人に對しては引締りたる態度を持して倦怠の色なく、又傲然として人

を眼下に見下すべからず、何人に對しても恭敬謙讓の徳を致すこそ美風と云ふべけれ。

三、對話中、先方の談話に對しては敬意を表し、其の要領を聽誤ることなく、又己のみ談話せざるやうに注意すべし。

・他人の談話を聽くに當りては能く其の要領を聽取すべく、たとひ聽くに足らざる事柄にても之に耳を假し、成るべく相手の感情を害せざるやうに勉むべし、又相手の談話を妨げ、己れのみしたり顔に談話を續け、他をして唯默聽に終らしむるが如きは不作法の甚しきものなり、多辯の癖あるものは多く此弊に陥り易し、戒しめざるべからず。

四、言語は順序及語調を整へて簡明に發表し、早言・冗辯等に涉らざるやうに注意し、又餘談等も場合の緩急に應じて斟酌する所あるべし。

五、普通の談話に使用する語辭は平易にして且野卑ならざ

るものを用ふべく、濫に新語・古語・漢語・外國語・學術語等を用ふるは宜しからず。

六、應對中、傍見・書見・中座等のことあるべからず、已むを得ざる用務起りたるときは其の旨を述べ若くは會釋して中座するも妨なし。

人と對しては傍見を避くべく、又上を仰ぎ下を眺むるも宜しからず、先づは對手を正視するを以て本體とすべし。されど始終相手の顔を見詰むるも不可なりとす、又應對中、書見・中座等を爲すは人を踏み付けたる仕業なりと知るべし。

七、應對中、屢、時計を覗くが如きことあるべからず。

應對中、屢、時計を覗くは如何にも相手の早く談話を止むることを督促するやうに當り、其の惡感を挑發するものなり。

八、應對中、咳・嚏等の出づるときは下座に向ひて靜に之を爲

すべし。

咳、嚏等も人と對しては其の出づるに任せず、成るべく之れを爲さざるやう勉むべし、殊に貴人の前に於て然りとす、此等は些細のことなれども、邦人は兎角不締りの陋癖あれば謹しむべきことなり。

九、多人數相談話せる際、妄に容喙して他人の談話を妨ぐべからず。

他人の談話に容喙するは輕卒なる舉動なり、又數人に向て對話するとき、或る一二の人にのみ談話して他の人を度外に置くはあるまじきことなり。

一〇、對話中は徒に詖諛、詭辯を弄せざるやうに注意すべし。

談諛詭辯も時に依り座興を添ふることゝなれども、之れを弄するは固より不可なり。又餘りに表情に勉めて身振り又は手眞似を爲し、或は大聲にて笑ふも宜しからず。

一一、親密の間なりと雖も、疎略若くは侮蔑の語辭を用ふるは宜しからず。

一二、自己の才學技藝は勿論、家の權勢等を誇顔に語らざるやうに注意すべし。

一三、誹譏、嘲笑等の慎むべきは勿論、苟も人の身上に關する談話は輕卒に之を爲さざるやうに注意すべし。

一四、他人の面前に於て人の過失、短所等を指摘するは宜しからず。

一五、一時の感情に驅られ爲に談話の體を亂さざるやうに注意すべし。

相手の談話に就き、彼是と異議を立て批判するは宜しからず、若し又對手が己の談話を非難するときは忽ち激昂して反駁辯難することなく、心

を静平にして相手の意見に譲るを禮とす、但し研究論議の場合は此の限りにあらず。

第九章 訪問の心得

一、人を訪問するには成るべく名刺を持参すべし。

極めて懇親の間柄ならば名刺を持参するに及ばざれども、大抵の場合には名刺を持参すべし、斯くすれば取次の者及び主人に余計の煩勞を掛くる憂なし、多忙の人を訪問するときは殊に然りとす。

注意

(イ) 名刺の紙質及其の大きさは身分に相應したるものなるべし。

(ロ) 名刺の文字は読み易き書體を用ふべし。

二、同時に數人を訪問する場合は先方の人毎に名刺を呈す

べく、數人にて同時に訪問する場合、亦各自の名刺を呈すべし。

三、知人の紹介なくして面識なき人を訪問するは禮にあらず。

四、年若き男女間の訪問は濫に之を爲さざるを禮とす。

青年の男女が互に訪問を爲すは往々にして人の疑惑を招き、且對者の迷惑を醸すことあるものなれば、親戚間と雖も成るべく之を避くべし、又婚姻の後たりとも凡て男女間の交際は嚴重に爲すべきものたるを忘るべからず。

五、濫に人を同伴して訪問する等、先方に迷惑を及さざるやうに注意すべし。

六、訪問は急用の場合の外、成るべく早朝・夜分及食時の時刻

を避くべし。

本邦人は人を訪問するに節度なく、先方の迷惑など殆ど眼中に置かざるが如き陋習今尙存せり、速に改めざるべからず。訪問の時刻は午後一時半頃より五時頃までを可とす、但し夏季は午前中たるべし、又風雨烈しき時は訪問を見合すべし。

七、特に面會を要する訪問は成るべく先方の都合を聞合せたる後にすべし。

今日は世事日に月に複雑繁多を加ふるを以て、殊に多忙の人に對しては時刻を豫約して訪問するは雙方の便利なりとす。

八、人を訪問したるときは取次の者に對して氏名を告げ、又は名刺を出して簡明に來意を述べべし。

九、先方他出せんとする場合、又は取込事ある場合には急用の外は面會を求めざるを可とす。

一〇、人を訪問したるときは帽・外套等を携へて客室に入らざるを禮とす。

帽子、外套等は玄關又は控室に置くべきものとす、掛くる所あらば掛け置くべし。

一一、客室等に案内せられたる際、主人未だ其の室に在らざるときは相當の位置に著席して待つべく、主人出來りたるときは椅子若くは座布團を離れて敬禮し、更に主人の進むるを待ちて復座すべし。

注意

(イ) 室に入りたるるとき、座に先客あるときは其の人に敬禮を爲すべく、其の多人數なる場合は一同に對して敬禮を爲すべし。

- (ロ) 同席者尊長なるときは己は下座に著くべし。
- 一、二、客室に入りたるるとき、主人既に其の室に在るときは先づ主人次に同席者に對して挨拶を爲し、然る後、主人の指圖に従て著席すべし。
- 主人と應對中、主婦其の他家族の人其の席に出來りたるときは敬禮を爲すべし。
- 一、三、人を訪問したる場合には成るべく長座せざるやうに注意すべし。

通常訪問の時間は二三十分を限度とすべし、主人より強ひて引留められたる場合の外は決して長居すべからず。

- 一、四、用事の爲めに訪問したる場合は速に其の用向を述べべく、又先方繁忙の場合には成るべく速に談話を了へて

辭し去るべし。

時候の挨拶、世間話しなどに時を移して容易に用談を爲さざる悠長の風は最早現代に適せざるものと知るべし。

- 一、五、退出のときは挨拶を爲して靜に立出づべし。
- 主人の見送は一應辭退すべし、他に來客ある場合には特に然りとす。

第十章 祝賀・告送別・慰問・弔問等の心得

- 一、祝賀・告送別・慰問及弔問等には成るべく自ら訪問を爲すべし。
- 此等の訪問を受けたるときは答禮の訪問を爲すを禮とす。

訪問に代ふるに書状を以てする場合には鄭重に之を認むべし。

二、新年祝賀の訪問は成るべく七日以内に之を爲すべし。

注意

新年の祝賀は家人親しく受くるを禮とす。

名刺受を出し放しにして、廻禮客に何の挨拶も爲さざるは失禮なり。

三、親戚・知人の家に出産・結婚・縁組等の慶事ありて其の披露を受けたるときは必ず祝賀の訪問を爲し、又は祝賀の書状を送るを禮とす。

四、長期の旅行又は轉住等の場合には親戚・知人及近隣等に對し告別・歸宅及來住等の挨拶を爲すべし、此等の挨拶を受けたるときは速に答禮を爲すべし。

五、尊長又は近親の者、長期の旅行又は轉住の爲め出發する際には停車場・波止場等に見送り、又其の來著の際には出迎ふるを禮とす、此等の送迎を受けたるときは速に答禮を爲すべし。

六、病氣見舞の際には特に談話・舉動等を慎むべし。

病狀に仍りては強ひて病牀に臨むに及ばず。

病氣を見舞ひたるときは成るべく靜に動作し、高聲にて談話すべからず、又決して長座すべきものにあらずと知るべし。凡そ病氣見舞の節は家人に病狀を聞き總て患者の障りにならざるやう進退すべし。

七、病氣見舞に對する答禮は全快の後に之を爲すを例とす。

八、災害見舞の際には必要に應じて援助を爲すべし。

親戚・知友等の災害を聞知したるときは機を後れざるやう、成るべく敏

速に駈付けて適當の援助を爲すべきものなり、但し余りに立入り過ぐるも宜しからず、注意すべし。

九、災害の見舞を受けたるときは成るべく速に答禮を爲すべし。

一〇、家族に不幸ありたるときは親戚・知人等に對して速に通知を爲すべし。

通知用の葉書等は其の周圍に黒框を施したるものを用ふるを例とす。

従前は不幸の通知を爲すに家人の名を用ひず、親戚・知人等の名を以てせしが、現今は區々にして一定せず、便宜に従ひて可ならん。

一一、親戚・知人等の家に不幸ありたるときは速に弔問を爲すべし、但し格別親厚ならざる間柄に在りては喪主及其

の家族に面會を求むるは宜しからず。

不幸ありたる家の人々は忌に丁り喪に服せるものなれば來訪者に面接せざるを我國の習慣とす、故に弔問の際、家人に面會を求むるは常識なしと謂ふべし。

一二、遠隔の地に在りて訃音に接したるときは電報若くは郵便に依りて弔意を表すべし。

一三、弔問に對する答禮は忌明の後、之を爲すべし。

一四、會葬するときは成るべく出棺前に其の宅に到り、氏名を通じて葬送を爲すべし、但し場合に依り直に其の式場に到りて葬儀に列するも妨なし。

一五、會葬の際は靜肅を旨とし哀悼の態を失はざるべし。
會葬の時は故人を悼み遺族に同情し、已も亦喪に服せる如き態度あるを要す、無頓着に談笑耳語などするは不作法も亦甚しと謂ふべし、教育あ

るもの殊に心すべきことなり。

一六、會葬者玉串を捧げ又は焼香を爲す場合には順次柩前に至りて敬禮し、少しく進みて之を行ひ再び敬禮して退くべし。

一七、會葬の際は成るべく他人を訪問せざるを可とす。

會葬したる者は穢れたりと稱し、歸宅の際鹽などを振りて彼ひ淨むるを我國從來の習慣とす、されば會葬の際序を以て他人を訪問するは遠慮すべきことなり。

一八、會葬に對する答禮は成るべく速に之を爲すべし。

會葬に對する答禮は忌中にある家人が自ら爲す能はざるは勿論なれば、或は親戚縁故者等をして爲さしむるか又は葉書にて挨拶するも妨げなし、何れにしても葬儀終らば直に爲すべきものとす。

第十一章 接遇の心得

一、客室・應接室等は常に其の清潔整頓に注意し、且相應の裝飾を爲し置くを宜しとす。

二、客ありたるときは取次の者は直ちに出て、敬禮し先方の名刺を受け、若くは氏名を聞き誤なきやうに之を取次ぐべし。

三、取次の者、客を客室・應接室等に案内するときには先に立ちて其の室の入口まで到り、客をして先づ入らしめ、椅子又は座布團を進めて其の著席するを俟ち一禮して退くべし。

注意

客の著用品・携帶品等は之を整へ置くべし。

- 四、尊長の客ありたるときは主人自ら迎へて之を案内し、室に入りて上座を進め己は下座に著きて挨拶を爲すべし。
- 五、椅子に凭れる場合に於て客の入來りたるときは起立して迎へ、客を著椅せしめたる後、己も亦著椅すべし。
- 六、客には速に面接すべし、故障の爲め面會を爲し得ざる場合、直ちに面接し難き場合、及長時の談話を爲し得ざる場合等には取次の者をして其の旨を鄭重に告げしむべし。
- 七、平素客の取次を爲さしむる者には豫て接遇上の心得を知らしめ置き、客に對して不作法に涉るが如きことなからしむべし。

取次の仕方、不作法なるときは來客の感情を害し、引いて測らざる誤解

隔意を招くことなしとせず、人間は兎角感情の動物にして、世間は仲々面倒のものなれば、取次を爲すものは丁寧に応接すべきことを忘るべからず。

八、客を客室に案内せば冬季には火鉢、夏季には團扇を進むる等、相當の注意を爲すべし。

九、客來中、新客ありたるときは主人は之に挨拶を爲し、且便宜客相互の引合を爲すべし。

一〇、客を接遇するには先方に窮屈の感なからしむるやうに注意すべし。

客に接するには成るべく打解けたる様子を持し、客をして心地よく愉快に對座せしむるやうにすべし。

一一、客を接遇する際は家人等に對して怒氣を發せざるやうに慎むべし。

家人に失策ありたりとも客の前にて威丈高に怒り懲らす等のことは避けざるべからず、是れ客に對する禮なり。

一二、客あるときは家人は漫に其の室に入り若くは高聲に談笑・叱咤等を爲すべからず。

規律なき家庭にては來客ある時と雖も、家人共聲高に談笑して騒がしくすることあり、心なき業なり。

一三、客の辭し去るときは主人は自ら玄關まで送り出るを禮とす、但し座に尊長ある場合は便宜家人をして代り送らしむるも差支なし。

一四、服喪引籠中は遠慮して自ら送らざるを例とす。

一五、客を送りて玄關に到りたるときは客の仕度整ふを待ちて挨拶し、少時見送りたる後靜に戸・障子等を閉づべし。

玄關にての挨拶は疊敷の場合には必ず坐して爲すべし、而して客の玄關を出づるや否や直に障子を閉づるは宜しからず、暫時見送りて後靜に閉づべし又客去りて後直に高聲に談笑するは客を批評するに似て惡し。

一六、客の外套等を纏はんとするときには之を手傳ひ、夜分には提燈、雨天には雨具等を貸與し、又老幼婦女には人を附添へ見送らしむる等、相當に配意すべきものとす。

第十二章 紹介の心得

一、經歷性行等を熟知せざる人は輕卒に之を他人に紹介せざるものとす。

人の依頼なればとて輕しく之を他人に紹介するときは往々先方の迷惑を醸し、己も亦困難することあるものなれば、凡て人の紹介は慎重に爲

すべきものなり。

- 二、尊長又は婦人に對して人を紹介せんとするときには紹介者は豫め先方の承諾を得べきものとす。
- 三、紹介状は鄭重に之を認め、被紹介者の經歷、性行、自己との關係用向等を明白に記載すべきものとす。
- 四、紹介状は開封の儘授け若くは一應讀み聞かせて後、授くるを通例とす、尙鄭重を要する場合は別に紹介の趣旨を授紹介者に通知し置くべし、紹介状に代ふるに名刺を以てするは略式なり。

注意

紹介状は之を被紹介者に一見せしめたる後、本人に交附せずして直接に受紹介者へ送附するも差支なし。

五、開封の紹介状を得たるときは一應之を披見し、厚く謝意を述べ封じて先方に持參すべし。

六、人より紹介状を得たるときは成るべく速に先方を訪問して之を出し都合を聞きたる後、更に訪問するを禮とす。

受紹介者を訪問したるとき、先方が直に面會を承諾するときには必ずしも出直すに及ばず、即時面接して差支なし。

七、受紹介者は成るべく速に被紹介者に面接すべし。

受紹介者は訪問者の便宜を計り、成るべく紹介状を持參したる節即時面會すべし。

八、其の場の紹介は年少者を年長者に、卑者を尊者に引合すを通例とす、但し紹介を悦ばざる事情あるを豫知したる場合等は之を見合すを宜しとす。

男子と女子との場合には男子を女子に紹介するを通例とす。

九、受紹介者多數なる場合は先づ被紹介者の氏名を通じ、次に受紹介者中、地位高き人を引合せ、其の他は列座の順に引合すものとす。

一〇、人に紹介せられたるときは場合に依り名刺を出すことあるべし、先方の名刺を受けたるときは答禮として自己も亦名刺を出すを例とす。

第十三章 贈答の心得

一、人に物を贈らんとするときには誠意を表することを旨とすべく、身分不相應の贈物を爲し若くは濫に之を爲すは禮にあらず。

人に物を贈るには己の身分に相應したるものなるべし、先方が如何に高位者又は富裕者なればとて此方よりも高價の物を進めざるべからざる理由なし。己の身分低ければ輕少の物を贈るとも決して耻づかしきことにあらず。又贈物を屢するは受贈者に迷惑を掛くるのみならず、對手に依りては賄賂の意味ともなりて見苦しきことなり。

二、贈物は場合に應じ慣習に従ひて其の種類・數量等を適當に選定すべし。

贈物の場合は婚禮、縁組、年賀、誕辰の如き祝賀に屬するもの、病氣又は災害見舞の如き慰問に屬するもの、及び不幸の弔問、謝禮、答禮、送別等あり。而して是等の場合には古來定まれる習慣に依り、相當の物を贈らざるべからず。慶事には衣服類、裝飾品、鮮魚、鰹節、鰻等を用ひ、凶事には菓子、花類、線香、金子等を用ひ、慰問には病氣は菓子、食用品、災害は食物類、日用品又は金子等を用ゆるを例とす。尙不幸の場合に於ける贈物は先方の宗教に依り其の種類を選ぶべし。佛教ならば香又は線香等を贈るも可なれど

も、若し神道ならば、それは不適當なり、故に神佛何れか不明なるときは菓子又は金子などを贈るも可なり。

注意

- (イ) 贈物は成るべく自作手製の物品・居住地の特産物に就き、先方の實用若くは嗜好に應ずべきものを宜しとす。
- (ロ) 災害慰問の場合に於ける贈物は成るべく日用品を可とす。
- (ハ) 寫眞の贈答は親密の間の他は濫に之を爲さざるものとす。
- (ニ) 花を贈る場合には其の種類等に注意すべきものとす。
- 三、贈物の包紙は奉書・檀紙・杉原糊入等を二枚重ねて用ふるを正式とす、但し小き物は一枚を二つ折にして之を包む

も差支なし。

贈物を包むには物を紙の相當の所に置き、先づ左方を折り次に右方を折るべし、金子及小き物等に在りては左右を折りたる上、更に上下を裏に折返して長方形と爲すべし。

四、贈物には物の大きさに相當したる水引を掛け、又慰斗を添ふるを例とす、但し魚鳥類及凶事の贈物には慰斗を添へざるものとす。

五、水引は慶事又は平常の贈物には紅白若くは紅金のもの、凶事の贈物には黑白若くは白のものを用ひ、之を掛くるには白若くは金を左にして兩輪に結ぶべし、但し婚姻縁組及凶事の場合には結切にするものとす。

注意

慰斗・水引は成るべく形の完全なるものを用ふべし、書慰斗・捻慰斗等は略式なり。

六、贈物の表書は場合に應じ包紙の中央上部に其の品目を記し、又は「粗品」「御禮」「薄儀」「寸志」「御祝」「御年玉」「御歳暮」「御餞別」「土産」「御見舞」「御香典」「御靈前」「御一料」等の文字を記するを例とす。

不幸の場合に於ける贈物の表書は先方の宗教に依り其の文字を異にせざるべからず。佛教ならば「御香奠」「御佛前」など、記すべきも、若し神道ならば夫にては不都合なり、故に神佛何れか不明なるときは「御靈前」「供靈」など記するも可ならん。

注意

品目を記したる場合は右方上部に「進上」「贈呈」と記することあり、又金子を贈る場合には包紙の内部に其の額を記入するものとす。

七、自己の氏名を記せんとするときは包紙の左方下部若くは中央下部に之を書加ふべし。

八、贈物は臺又は盆等に載せ、先方に向けて出すを例とす。

九、贈物を進むるには先づ相當の挨拶を爲し物を出して後、一禮すべきものとす。

一〇、贈物を受くるときは先づ鄭重に之を受け、靜に上座に置き一禮して先方の好意を謝すべきのとす。

一一、贈物の袱紗・風呂敷若くは容器等を返すときは婚禮及凶事の場合の外、移紙を入るゝを例とす、袱紗・風呂敷は之

を疊み先方の器具に載せて返すべし。

移り紙を入れざるは婚禮及び凶事の外、縁組及び快氣祝の場合も亦然り。とす、是れ何れも再び同様の事なきを祈るの意に出づるものなり。

第十四章 集會の心得

一、總て集會に出席するときは時刻を違ふべからず。
二、準備を要する集會の通知ありたるときは成るべく速に參否を報ずべし。

若し出席の旨を通知せし後、出席し難き故障を生じたるときは速に之を通知して違約を謝すべし。

三、不參の爲め他人に金錢上の迷惑を及ぼすべからず。

出席の旨を通知し置きて、己むを得ざる事故の爲め缺席するときは能

く世話人若くは幹事に聞合せ、必要に應じて會費を出し、決して他人に迷惑を掛くべからず。

四、出席したるときは諸事係員の指揮に従ふべく、尙豫め會場の設備・集會の次第等を心得置くべし。

五、出入・著席の際には先を争ふこと無く坐作・進退を靜にし、尊長老幼・婦人・不具者を先にすべし、著席退散の際は隣席の人に會釋すべし。

多人數集會の場合に於て機先を制するは賢者の仕業なりと考へて、何等の會釋もなく、先を争うて好位置を占めんとする惡風は青年の間に往々見る所なり。下層社會の人と雖も尙且戒しむべし、苟も中等教育を受くるもの斯る陋風を脱却せずして可ならんや。

六、席次の定めなき集會に於ては上席を避くるを可とす。

七、屋内の集會に於ては帽・外套・襟卷等を著すべからず。

八、講話・演説等の際は特に静肅にし、已むを得ざる場合の外、中座・退出せざるを可とす。

演説講話の席に入りたらば中途に退席するは極めて失禮なり、屢々出入するは尙不可なり、又感動したるとき拍手喝采するの外、濫りに耳語し、喧騒し、若くは冷評を加ふべからず。是れ演者に對する禮法なりと知るべし。

九、集會の席上に於ては多數の人の解し難き言語を用ひ、若くは他人の惡感を惹くが如き舉動あるべからず。

符徴・暗號の如き他人に解し難き言語を以て談話し、又は人の嫌惡する突飛非常識の舉動を爲すことは集會の席上に於て尤も謹しむべきことなり。

第十五章 通信及交通

第一節 通信の心得

一、遠隔の地に在る親戚・故舊・恩人等には時々書狀を送りて安否を問ひ、又自己の動靜を報ずるを宜しとす。

親戚・故舊・恩人等に時々通信するは其の本を忘れず、所謂報本反始の義に叶ふものにして、實に人の美德なりと謂ふべし。人情漸く輕薄に成り行ける今日、青年たるもの大に反省すべきなり。

二、郵便・電信等に關する規定は常に心得置き之に違犯せざらるべきは勿論、受信者に迷惑を及ぼるやうに注意すべし。

例へば目方重き書狀に三錢切手を貼用し、先方にて不足税を徴せらるゝが如きは不用意千萬と謂はざるべからず。

三、小包郵便・鐵道便・通運便等に依りて物を送る場合は別に其の品目・數量・發送日時等を記載したる通知を發すべく、

其の物の到達したるとき、亦速に接受の通知を爲すべし。
四、返信を求むるに當り場合に依りては返信用の切手葉書等を送ることあるべし。

五、書狀は總て簡明を旨とし相當の敬語を用ひ、又文字は成るべく読み易きやうに之を認むべし。

六、郵便物其の他、輸送品の包装は總て之を鄭重にすべく其の表書は之を明瞭に記すべし。

七、已むを得ざる場合の外は尊長を電話口に呼出すべからず。

八、電話には速に自ら出て、應對を爲すべし。

九、電話は用談に止むべく之を終りたるときは互に挨拶を爲すべし。

面接したる時と同様の調子にて永々と電話を爲すは無稽の甚しきものなり。電話は敏活に用談を終り、成るべく早く切るを要す。又終りには必ず挨拶すべし、是れ作法の趣旨にも叶ひ且互に電話を終る合圖とも爲るなり。

第二節 交通の心得

一、船車に昇降の際、又乗車券を求むる等の際には他人と先を争ふべからず。

船車に昇降の際、乗者と降者と恰も戦争の如く犇き合ふは不作法なるのみならず、老幼婦女の難儀此上なく、又時間を空費するの虞あり。故に是等の場合には必ず降者の降るを先にし、乗者の乗るを後にすべし。又乗車券を求むる際、及び改札口に於ける秩序も之を嚴守して先を争ふことなく、混雑を醸し、他に迷惑を掛けざるやう注意すべし。若し又順次一列に並ばしむる場合には忠實に其の作法に従ふべし。

- 二、船車にて旅行する場合は其の船車の規則は勿論、係員の指示等は誠實に之を守るべし。
- 三、執務中の船車員に對し濫に談話を交ふべからず。
- 四、船車の待合室、客室等に等級あるときは其の區別を紊すべからず。
- 五、尊長と船車に同乗するときは便宜の座位を譲ることに注意すべし。

尊長に對しては勿論、老幼婦女に對しても座席を譲ることに注意すべし。是れ徒に西洋の眞似をするにあらず、弱者を助け勉はるは抑も我國固有の美風なりとす。又外國人は言語に通せず、國情にも暗きものなれば、之を親切に待遇するは當然のことなるのみならず、聽て我國風の美を發表し、國交の上にも好影響を與ふるものなり。故に外國人に對しては大體に於て尊長、老幼婦女に對すると同様に爲すべし。

- 六、船車中に在りては謙讓を旨とし、自己の言動若くは携帯品等の爲め同乗者に迷惑を及さざるやうに注意すべし。

船車中に於て高聲にて讀書し、放歌鬪拳する等、凡て傍若無人の言動を爲し、又は携帯品を以て座席を埋め、同乗者の難儀迷惑を顧みざるが如きは、教育ある人の決して爲すまじきことなり。邦人には旅の耻はかき捨てなど、稱して平氣に右の如き陋態を演ずるものあり、戒しめざるべからず。

- 七、自轉車、人力車、馬車、自動車等を乗用する場合は街路の人に危険及迷惑を及さざるやうに注意を拂ふべし、若し事故の生じたるときは直ちに進行を停止し相當の處置を爲すべきものとす。

第十六章 祝祭日の心得

- 一、祝日に於ける學校の儀式は左の順序方式に依るべし。
- (イ)職員・生徒入場 一同起立
- (ロ)御影の覆物を撒す 此の時、職員・生徒一同立禮
- (ハ)君か代」の歌 合唱二回
- (ニ)御影に對し奉りて最敬禮を行ふ
- (ホ)勅語奉讀 奉讀の始まると同時に上體を少しく前方に傾け謹んで拜聽し、奉讀終りたるとき敬禮を行ひ、了りて徐に原姿勢に復す
- (ヘ)當該祝日の唱歌合唱
- (ト)御影に覆物を爲す 此の時職員・生徒一同立禮

御影を拜戴せる學校に於て、祝日の儀式を行ふ時は、式の始より終まで、一同起立し居るべきは勿論なり。要項に起立又は立禮の文字あれども

誤解なからんことを望む。

- 二、祝祭日には特に家の内外を掃除し、門戸に國旗を掲ぐべきものとす。
- 三、祝祭日には家庭の神棚に對して禮拜を爲し、又氏神・産土神等に參拜することを宜しとす。
- 四、敬意を表せんが爲め外國旗を我が國旗と交叉する場合は、門外より見たる右方(即ち旗竿の本は左方)に我が國旗を掲ぐべし。
- 五、弔意を表する爲め國旗を掲ぐる場合には旗竿の上部に黑色の布片を附すべし。

四及五は祝祭日には關係なきも、其の必要あるときの作法を示したるものなり。

第十七章 家例及祭忌

一、父祖の定めたる家例は之を尊重すべし。

我國は國初以來家族主義を以て立てる國柄なれば家例を重んずべきは當然のことなり。孔子曰く「三年無改於父之道可謂孝矣」と邦人たるもの鑑みざるべからず。

二、神棚に對しては家例に従ひて禮拜を爲すべし。

一月一日には夙に起き服裝を整へ、神棚及祖先の靈壇に對して禮拜を爲し、父母・長上に新年の祝詞を述べべし。

三、祖先の靈壇に對しては家例に従ひて篤く祭祀又は法要を營み又墓參を爲すべし。

靈祭は神道にては五日祭、十日祭、二十日祭、三十日祭、四十日祭、五十日祭、百日祭、一年祭、五年祭、十年祭、二十年祭、三十年祭、四十年祭、五十年祭、百年祭

等にして、以後は百年毎に行ふものとし、佛教にては初七日、二七日、三七日、四七日、三十五日、六七日、四十九日、一週忌、三回忌、七回忌、十三回忌、十七回忌、廿三回忌、廿五回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌、百回忌等にして、以後は五十年毎に法要を行ふものとす。

注意

墓地は其の修理・掃除方等に注意すべし。

四、家に慶凶其の他、紀念すべき事ありたる場合は祖先の靈壇に對して禮拜を爲すべし。

五、忌服中は服忌令の精神を體し、謹慎を旨とすべし。

忌服中は凡て娛樂的のすさびを廢し、神社の參拜を爲さず、祝賀宴會などにも成るべく參席せざるを可とす。

服忌令は従前、京家の制と、武家の制と兩様ありしが、明治七年十月自今京家の制を廢し、一般に武家の制に依るべき旨布達せられ、以て今日に至

れり。左に武家の制、即ち舊幕府服忌令中、定式に屬するものを記載して参考に供す。

高祖父母	父方 忌十日	服三十日
	母方 一日遠慮	
祖父母	父方 忌三十日	服百五十日
	母方 忌二十日	服九十日
父母(實)	忌五十日	服十三ヶ月
繼父母	忌十日	服九十日
夫	忌三十日	服十三ヶ月
夫の父母	忌三十日	服百五十日
妻	忌二十日	服九十日
嫡子	忌二十日	服九十日
末子並娘	忌十日	服三十日
養子養女	忌十日	服三十日

伯叔父母	父方 忌二十日	服九十日
	母方 忌十日	服三十日
兄弟姉妹	忌二十日	服九十日
異父兄弟	忌十日	服三十日
異父姉妹	忌十日	服九十日
嫡孫	忌十日	服九十日
末孫	忌三日	服七日
曾孫、玄孫	忌三日	服七日
從父兄弟	忌三日	服七日
從父兄弟	忌三日	服七日
甥姪	忌三日	服七日

服忌は従前に在ては嚴重に實行せられたれども、現今は世事複雑となる爲め、實際上行はれず。但し官職に在るものは相當の期間喪に服し除服出仕を命ぜられて始めて出勤するを例とす。

服忌令を其儘に實行することは到底不可能なれども、服忌の精神を没却するは日本人として耻づべきことなり。殊に近親の死に當り一日も

忌に服せざる如きは非禮の甚しきものにして、又薄情の極とも謂ふべし。故にたとひ學修時代の青年と雖も、服忌令の標準を參酌し、相當の期間通學を遠慮を爲すべきものとす。

六、忌服中の人に對しては相當の遠慮を爲すべし。

忌服中の人に對しては娛樂的のすさびに誘引を爲し、又は宴會に出席を勸むるなどあるべからざるは勿論、新年の祝賀も爲さざる等相當の遠慮を爲すべきものと知るべし。

七、家に慶凶其の他の大事ありたるときは之を親戚・故舊に通知すべし。

中等教育 作法教科書 終

明治四十四年十二月廿八日印刷
大正四年十二月廿五日發行
大正二年十月十五日發行
大正四年三月十五日發行

編纂者

作法研究會

大正六年度 貳拾八錢
臨時定額金

定價金廿六錢

發行者

松邑 孫吉

東京市京橋區南鍛冶町一番地

印刷者

青木 弘

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所

株式會社 秀英舍工場

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地



(書科教法作)

發兌元

東京京橋區南鍛冶町
振替口座七九三四番

松邑三松堂

一函
龍登俊子